

## 沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱施行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱（平成29年告示第160号。以下「指導要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、指導要綱で使用する用語の例による。

### (配慮すべき事項の基準)

第3条 指導要綱第4条第2項の別に定める基準は、別表のとおりとする。ただし、当該基準を満たすための十分な措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

### (委員会)

第4条 指導要綱第6条に定める規定の例により、沼田市再生可能エネルギー発電設備設置検討委員会の委員長は、都市建設部長の職にある者、副委員長は、都市計画課長の職にある者とし、委員は、地域安全課長、企画政策課長、環境課長、産業振興課長、農林課長、観光交流課長、建設課長、建築住宅課長、上下水道整備課長及び文化財保護課長の職にある者をもって充てる。

### 附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

配慮すべき事項	基準
指導要綱第4条第1項第1号	<p>(1) 事業区域に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第2項に規定する希少野生動植物種の生息地又は生育地の区域を含まないこと。</p> <p>(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が発電設備の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲の伐採であること。</p>
指導要綱第4条第1項第2号	<p>(1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状等が周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のないものであること。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備の色彩は、周辺景観との調和に配慮したものであること。</p> <p>(3) 事業区域の面積の3パーセント以上の緑地等が設けられていること。</p> <p>(4) 事業区域が、国、県又は市が指定する文化財の敷地又は区域の境界から100メートル以上離れていること。</p>
指導要綱第4条第1項第3号	<p>(1) 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の浸水想定区域を含まないこと。</p> <p>(2) 事業区域に土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を含まないこと。</p> <p>(3) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が発電設備の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲のものであること。</p>
指導要綱第4条第1項第4号	<p>(1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。雨水の流出量は、付表の基準を用い算定した計画雨水量とする。</p> <p>(2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。</p>

	<p>(3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。</p> <p>(4) 下水道、排水路、河川、その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。貯留する調整池その他の施設については、付表の基準を用い算定した計画雨水量を30分間貯留できる容量とする。</p>
<p>指導要綱第4条第1項第5号</p>	<p>(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に再生可能エネルギー発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音及び臭気が事業区域の規制基準に適合していること。</p>

付表

排水施設設置基準

1 計画雨水量の算定は、原則として次の式による。

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A \quad (\text{合理式}) \qquad I = \frac{a}{t + b} \quad (\text{タルボット式})$$

Q = 計画雨水量 (m<sup>3</sup>/sec)

a = 6,500 (定数)

C = 流出係数

b = 40 (定数)

I = 降雨強度 (mm/hr)

t = 流達時間 (10min以上とする。)

A = 集水区域面積 (ha)

※ 沼田市の降雨強度は、50mm/hrを用いることができる。

※ 流出係数は、次表により標準値を定め、加重平均して総合した流出係数を決定する。

工種別	係数	地域別	係数
不浸透性道路	0.95	建て込んだ住宅地区	0.70
アスファルト道路	0.90	田	0.70
透水性アスファルト道路	0.80	畑	0.60
砂利道	0.30	建て込んでない住宅地区	0.50
公園 (広場)	0.25	公園 (芝生) ・ 牧場	0.30
		山林地域	0.20

2 排水施設の流下能力の算定は、原則として次のいずれかの式による。

(1) マニングの公式

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{m/sec})$$

$$Q = A \cdot V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

※ 流下能力の安全率は、管渠の場合 1.5 倍 (7 割断面)、開渠の場合 1.2 倍 (8 割断面) 以上とすること。

(2) クッター公式

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left( 23 + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

$$= \frac{N \cdot R}{\sqrt{R} + D} \quad (\text{m/sec})$$

$$Q = A \cdot V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

$$\left[ \begin{array}{l} N : \left( 23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot \sqrt{I} \\ D : \left( 23 + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot n \end{array} \right]$$

V = 流速 (m/sec)

n = 粗度係数

Q = 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

R = 径深 = A / P (m)

A = 流水断面積 (m<sup>2</sup>)

P = 潤辺 (m)

I = 勾配

$$n : (\text{粗度係数}) = \left[ \begin{array}{ll} \text{硬質塩化ビニール管} & 0.010 \\ \text{鉄筋コンクリート管渠} & 0.013 \\ \text{コンクリート造り} & 0.016 \\ \text{石積ブロック} & 0.025 \end{array} \right]$$

3 この基準に定めるもののほか、必要な基準は、群馬県県土整備部発行の都市計画法に基づく開発許可制度の手引き等を用いることができる。